

届出制手数料届出書

~~届出制手数料変更届出書~~

① 年 月 日

厚生労働大臣 殿

②届出者 氏 名 小池 さや香 印

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	01-エ-300574
④氏 名 又 は 名 称	小池 さや香
⑤所 在 地	〒078-8012 電話 080(5085)4525 北海道旭川市神楽岡2条4丁目3番19号
⑥適用開始・変更予定日	R2 年 3 月 / 日
⑦届出・変更届出内容	別紙の通り
⑧備 考	mama Concierge 24 に適用する 代表 小池 さや香 連絡先 080-5085-4525

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 20 % (または 200,000 円) ※但し何れかの額の少ないほうで支払とする (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 20 % (または 200,000 円) ※但し何れかの額の少ないほうで支払とする 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 10 % (または 100,000 円) ※但し何れかの額の少ないほうで支払とする 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 01-1-300574

mama concierge 24

事業所の名称及び所在地 北海道旭川市末広6条1丁目2番1号

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓 やそのための調査・探索	着手金 100,000 円 (%) 活動1日あたり 10,000 円 (%) 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 25 % (または 300,000 円) ※いずれかの額の少ない方を採用 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 20 % (または 250,000 円) ※いずれかの額の少ない方を採用 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税(10%)が含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

01-2-300574

事業所の名称及び所在地 mama concierge 24

北海道旭川市末広6条1丁目2番1号

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	着手金 <u>50,000 円 (〇%)</u> 相談・助言終了時 <u>50,000 円 (〇%)</u> 成功報酬 <u>200,000 円 (〇%)</u> 手数料負担者は 関係雇用主 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>20 % (または 200,000 円)</u> 但し、いずれか額の少ない額を雇用主が支払うこととする (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>20 % (または 200,000 円)</u> 手数料負担者は 求人者 とします。但し、いずれか額の少ない額を雇用主が支払うこととする

上記手数料には、消費税（10%）が含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

01-1-300574

事業所の名称及び所在地

mama concierge 24

北海道旭川市末広6条1丁目2-1

有 料 無 料

職業紹介事業許可証再交付申請書
 職業紹介事業変更届出書
 職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書
 有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書
 特別の法人無料職業紹介事業変更届出書

① 年 月 日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな) こいけ さやか

②申請・届出者 氏名 小池 さや香

1. 職業安定法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。
2. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。
3. 職業安定法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。
4. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。
5. 職業安定法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。
6. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。
7. 職業安定法第33条第4項において準用する・第33条の3第2項において準用する第32条の12第1項の規定により、下記のとおり取扱職種の範囲等を定めたので届け出ます。
8. 職業安定法第33条の3第2項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。

記

③許可・届出番号		01-1-300574	
(ふりがな) ④氏名又は名称		こいけ さやか 小池 さや香	
(ふりがな) ⑤所 在 地		〒 0 7 8 - 8 3 1 2 電話 080 (5085) 4525	
		ほっかいどうあさひかわしかぐらおか2じょう4ちょうめ3ばん19ごう	
		北海道旭川市神楽岡2条4丁目3番19号	
⑥事業所	(ふりがな) 名 称	ままこんしえるじゅ 24 mama concierge 24	
	(ふりがな) 所在地	ほっかいどうあさひかわしすえひろ6じょう1ちょうめ2ばん1ごう	
	北海道旭川市末広6条1丁目2番1号		

⑦変 更 事 項		
⑧変 更 前		
⑨変 更 後		
⑩取 扱 職 種 の 範 囲 等	地域：国内 職種：全職種 以下に該当する求人者からの学校卒業見込者等であることを条件とした求人は取り扱わない ○若者雇用促進法第 11 条によって、公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者	
⑪変更(廃止)年月日	R 2 . 3 . 1	
⑫職業紹介責任者	氏 名	住 所
⑬変更(廃止)理由 再 交 付 理 由		
⑭備 考	代表 小池 さや香 連絡先 080-5085-4525	

届出者（法人にあつては役員を含む。）（届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。）については、職業安定法第 33 条の 3 第 2 項において準用する同法第 32 条各号（第 3 号、第 10 号及び第 11 号を除く。）のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

また、同法第 32 条の 14 の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第 32 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 9 号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第 24 条の 6 第 2 項第 1 号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。